

(5) 「中古マンションらくらくフラット35」に該当するマンション

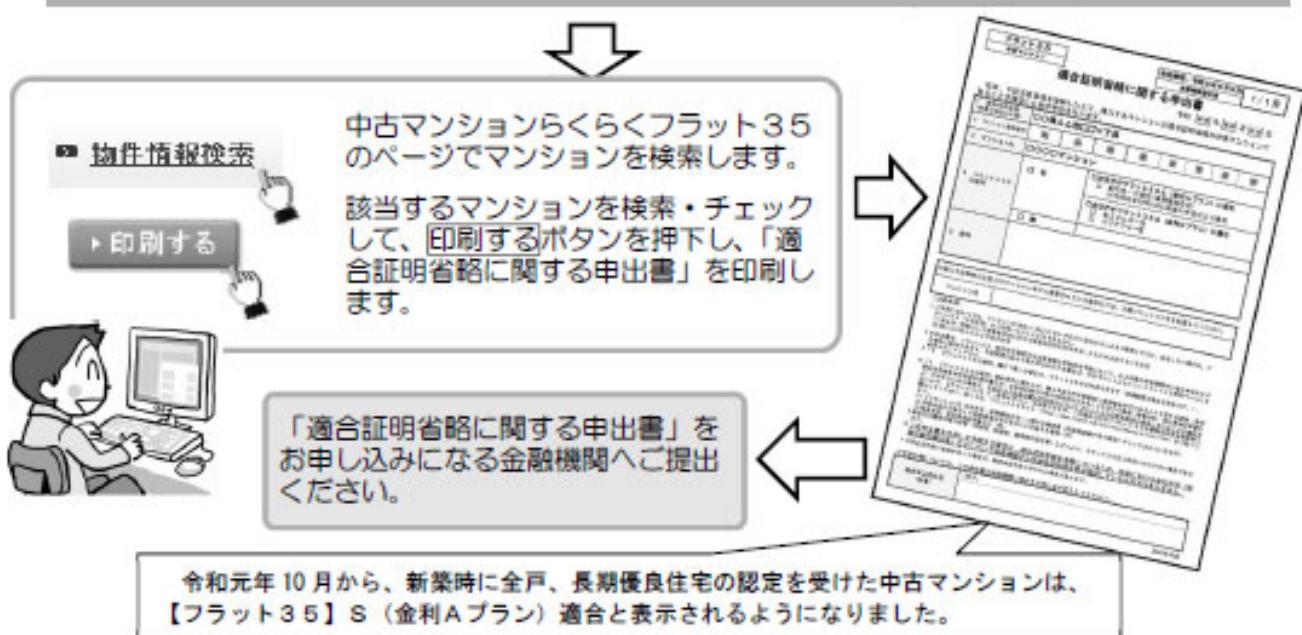
中古マンションらくらくフラット35とは、住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることをあらかじめ確認した中古マンションです。次に示す「適合証明省略に関する申出書」をお申し込み先の金融機関にご提出いただくことで、【フラット35】(中古住宅)の物件検査が省略できます。

また、利用できる【フラット35】Sの種類は、中古マンションによって異なります。検索画面または「適合証明省略に関する申出書」で、ご確認ください。

● 中古マンションらくらくフラット35の検索・「適合証明省略に関する申出書」の入手方法

<フラット35サイト 一中古マンションらくらくフラット35の検索一>

<https://www.simulation.jhf.go.jp/flat35/f35ums/index.php>



<中古マンションらくらくフラット35に登録されているマンション>

次のいずれかに該当する中古マンションです。

- 新築時に「フラット35登録マンション」の手続がされたマンションで、住宅金融支援機構が定める耐久性基準に適合する第20年以内のもの
- 住棟単位の適合証明書（中古マンションらくらくフラット35登録用）を取得したマンションで、マンション管理組合（マンション管理組合が成立していない場合は、建築物の所有者）が住宅金融支援機構に登録手続したもの
- 旧公庫融資付き分譲マンションで、住宅金融支援機構の耐久性基準に適合する第20年以内のもの（事業主が平成8年10月以降に旧公庫に手続したものが該当）
- 旧公庫マンション融資（公庫利用可）の対象マンションで、住宅金融支援機構の耐久性基準に適合する第20年以内のもの（事業主が平成13年4月以降に旧公庫に手続したものが該当）等



購入予定の中古マンションが、次の①または②のいずれかに該当する場合は、物件検査を申請し、適合証明書の交付を受ける必要があります。

ただし、P10~11の（1）～（4）のいずれかの要件を満たす場合は、必要書類を取扱金融機関へご提出いただくことで、物件検査（適合証明書取得）を省略することができます。

- ① 「中古マンションらくらくフラット35」に該当しない場合
- ② 【フラット35】S（金利Aプラン）を利用する場合※

※「適合証明省略に関する申出書」の「4 フラット35Sの適用」欄の「全住戸がフラット35S（金利Aプラン）に適合」にチェックがある場合を除く。

（注）物件検査の手数料は、お客様のご負担となり、検査機関または適合証明技術者によって異なります。